

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市公衆無線LAN管理運営事業					
所管	企画振興		部	企画		課	
実施期間	平成	18	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款	項		目	事業
	01	02	01	10		0402	
	一般会計		総務費	総務管理費		情報推進費	イントラネット管理事業
対象者	利用登録者					対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市公衆無線LAN設置及び利用規則						
HPアドレス	https://www.cityv.shobara.hiroshima.jp/main/industry/it/post_822.html						
実施目的	市内公共施設に高速な無線によるインターネット接続環境を整備し、住民の情報技術活用能力の向上、情報通信格差の解消、及び市内来訪者の利便性の向上を図るため。						
事務事業の概要	市内の各公共施設に公衆無線LAN装置を設置し、インターネット接続環境を提供する。 現状では利用希望者の申請を受けてIDとパスワードを発行し、利用が可能 R6.5.20現在の状況 利用可能施設数:25施設 登録者数:519名 直近1年間の利用者:9名						
年度別実績概要	令和3年度	新規登録者:1名					
	令和4年度	新規登録者:2名					
	令和5年度	新規登録者:1名					

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	委託料	198	198	198	594
		借上げ料	333	333	333	999
						0
		計	531	531	531	1,593
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	531	531	531	1,593

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	新規ID登録者数	人		1	2	1	4
	2	利用回数	回				529	529
	3							0
成果 (アウトカム)	1	利用者数	人				9	9
	2							0
	3							0
備考	利用回数は一定数あるものの、特定の方の利用が84%を占めている。							

事務事業名 庄原市公衆無線LAN管理運営事業						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		C	C	C	△ 0.3	△ 0.9
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				0	0
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				2	1
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				1	6
認知度		C	C	C	△ 0.3	△ 0.9
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				0	0
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				2	1
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				1	6
有効性		C	C	C	△ 0.7	△ 0.7
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				0	1
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				1	0
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				2	6
受益者満足度		B	-	B+	-	0.3
※受益者： 利用登録者						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				0	2
B	どちらともいえない。				0	5
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				0	0
市民(納税者)納得度		C	B	C	0.0	△ 0.4
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				0	1
B	どちらともいえない。				3	2
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				0	4
代替性		C	C	C	△ 0.3	△ 1.0
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				0	0
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				2	0
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				1	7
まちづくり基本条例適合性		—	C	C	△ 0.7	△ 0.9
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				0	0
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				1	1
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				2	6

所管課評価		終了
視点	整備当時(平成18年度)では、庄原市内にブロードバンドが整備されている地域が限定的であったため、ブロードバンドが整備されるまでに未整備地域を緊急的にブロードバンド環境を提供することによる、情報リテラシーの向上が目的であった。 現在では、市内全域に超高速情報通信網が整備されており、公衆無線LAN事業を引き続いて運営する必要性は希薄になっている。	
課題	機器整備費用は、令和6年9月までのリース期間となっており、延長保守で1～2年間は運用できることを見込んでいるが、その後の更新は費用対効果から困難と考える。	

事務事業名	庄原市公衆無線LAN管理運営事業
-------	------------------

市民意見 (プラモニ)		※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。)				
分布	現行どおり	拡充	縮小	終了		総回答数
	0	1	2	0		3
主な意見	【拡充】 ・庄原市総合体育館が庄原市の無線LAN対象になっていない。市の建物であれば、誰でも使える無線LANに対応していただきたい。(現在は、ジム利用者のみの無線LANになっている)					
	【縮小】 ・施設管理者等が利用者サービスの一環として行えば良い事業だと思われる					

事務事業名	庄原市公衆無線LAN管理運営事業
-------	------------------

行政評価 委員会評価	終了	※行政評価委員会の摘録(会議内容)はホームページに掲載しています。
総括 意見	当該事業の実施により、市内各拠点にブロードバンド環境を整備してきたが、市内全域に超高速情報通信網が整備されたことで、公衆無線LANを利用する新規登録者は減っていることから、当初の目的は達成されたといえる。一方で、一部の公共施設ではネットワーク環境が構築されていないため、未整備の施設については新たにネットワーク環境の構築を検討していただきたい。	



※委員会における最終的な評価として総括したもので、分布の多い評価を優先するものではありません。

分布	現行どおり	拡充	縮小	終了	
	0	1	0	6	

【拡充】	
③	市の直接的管理運営ではなく、設置者への助成による、箇所の増加とセキュリティ強化を重点とした事業に転換し、来訪者を含め、情報の即時性を市内全域に高めることが望ましい。
【終了】	
①	本事業は、市内各拠点に公衆無線LANの整備を行ってきたが、近年のインターネット環境の変化に伴い、利用者が減少していることから、本事業は終了することがふさわしいと思われる。
②	当初の目的を達成したので、終了してもよいと考える。
④	公共施設に無線LANがある事、利用出来る事を把握していない人が多いと思います。今はスマートフォン等があるので、無線LANが設置してある所まで行く人はほぼいないと思うので、終了にしてもいいのではないのでしょうか。
⑤	事業開始当初と違い、大容量でのデータ通信が可能となった現在での必要性はどうかと思います。利用回数からは設置施設によってはある程度の利用があるようですが、新規登録者数の推移や代替え整備もあることから機器の更新に併わせ終了に向けた運用をされてはと考えます。
⑥	・平成18年当初の目的としてブロードバンドが整備されるまでに未整備地域を緊急的に環境を提供するためとあるので、当初の目的は達成されたと思われる。 ・しかし市内の全公共施設がネット環境が整っているわけではない状況がある。コロナ禍以降オンラインでの研修会等、開催も多くなった経緯もあり新規事業で環境を整備していただきたい。
⑦	現在では、費用の負担なく利用できる代替の方法があるので、終了すべきである。また、本年9月までのリース期間後、延長保守の費用が発生するのであれば、延長保守の必要もないのではと考える。

今後の事業 実施の方向性	終了
詳細	ホームページや施設への掲示物などにより、公衆無線LANサービスの終了について周知し、併せて「Hiroshima Free Wi-Fi」などの代替サービスへの転換を促す。 また、一部の公共施設でのネットワーク環境の必要性については、施設の利用実態や活用方法の情報収集をしながら、整備の方向性について研究を行う。
備考	(R7: 0千円) (R6: 531千円)